

# ドイツの新しい放送負担金制度 —インターネット時代の受信料制度—

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
専門調査員 国土交通調査室主任 齋藤 純子

## 【目次】

はじめに

### I ドイツの公共放送と財源保障

- 1 ドイツの放送制度
- 2 放送に関する法規
- 3 公共放送の財源
- 4 放送負担金の額の決定手続

### II 放送負担金制度の概要

- 1 放送負担金制度導入の経緯
- 2 放送負担金の額
- 3 賦課の仕組み
- 4 個人についての特例
- 5 事業所についての特例
- 6 徴収方法と執行手続

おわりに

翻訳：放送負担金州間協定

## はじめに

ドイツでは、主要財源として公共放送を支えてきた「放送受信料 (Rundfunkgebühr)」が 2013 年 1 月 1 日から「放送負担金 (Rundfunkbeitrag)」に切り替えられた。本稿では、第 I 章でドイツの公共放送の概要について、第 II 章で放送負担金制度の概要、特に賦課の仕組み、減免制

度、徴収の執行手続について紹介する。末尾に、放送負担金制度を定める「放送負担金州間協定 (Rundfunkbeitragsstaatsvertrag)」の翻訳を付す。なお、同協定は、「放送法にかかる州間諸協定の改正のための第 15 次州間協定 (第 15 次放送改正州間協定) (Fünfzehnter Staatsvertrag zur Änderung rundfunkrechtlicher Staatsverträge (Fünfzehnter Rundfunkänderungsstaatsvertrag))」の第 1 条 (Artikel 1) を成す。

### I ドイツの公共放送と財源保障

#### 1 ドイツの放送制度

ドイツでは長らく民間放送が存在しなかったが、1984 年の民間放送の開始以降、公共放送と民間放送が並存する「二元体制」の放送制度となっている。連邦憲法裁判所は、民間放送が憲法上許されるのは、あらゆる人に放送の基本的供給を保障し、社会に存在する意見の多様性を完全に表現しているという意味で機能している公共放送が存在することが前提となると繰り返し強調している<sup>(1)</sup>。

国内で公共放送を行っている事業者は、①「ドイツ連邦共和国公共放送連盟 (Arbeitsgemeinschaft der öffentlich-rechtlichen Rundfunkanstalten der Bundesrepublik Deutschland: ARD)」<sup>(2)</sup>を構成する

(1) „Die duale Rundfunkordnung,“ 2012.7.25. 西部ドイツ放送協会 (WDR) ウェブサイト <<http://www1.wdr.de/unternehmen/organisation/rechtsgrundlagen/rechtsgrundlagen100.html>> 以下、インターネット情報は 2014 年 9 月 1 日現在である。

(2) 占領下で設立された各地域の公共放送協会によりドイツ連邦共和国成立後の 1950 年に結成され、1954 年から共同の全国放送を開始。東西ドイツ統一後、旧東ドイツ地域に設立された公共放送協会も加盟。独立した法人格を有しない連合体で、「ARD 州間協定 (1991 年 8 月 31 日)」は、加盟公共放送局が共同で番組を編成する旨を定めるにとどまる。(杉内有介「ドイツの公共放送の制度と財源 (『世界の公共放送の制度と財源』報告)」『NHK 放送文化研究所年報』2012, pp.180-181) なお、海外放送を行う「ドイチェ・ヴェレ (Deutsche Welle)」も加盟しているが、連邦の「ドイチェ・ヴェレ法 (Deutsche-Welle-Gesetz)」を根拠法とし、その主な財源は連邦政府が負担するなど、地域別の公共放送協会とは性格を異にする。

9つの地域別（州の又は複数の州にまたがる）公共放送協会、②「第2ドイツテレビ（Zweites Deutsches Fernsehen: ZDF）」<sup>(3)</sup>、③「ドイツラントラジオ（Deutschlandradio）」<sup>(4)</sup>である。

民間放送では、地上デジタル放送は都市圏に限られており、衛星放送とケーブルテレビが基幹伝送路となっている<sup>(5)</sup>。

## 2 放送に関する法規

連邦制国家であるドイツでは、立法権限も連邦と州との間で分け持たれており、放送についての立法権限は連邦にはなく州にあるとされ<sup>(6)</sup>、放送は州法によって規律される。特に、連邦を構成する16州によって統一に行われる必要のある事項については、全州によって州間協定（Staatsvertrag）が締結され、これがいわば全国統一の州法となる<sup>(7)</sup>。

これらの州間協定のうち最も重要なのが「放送及びテレメディア<sup>(8)</sup>のための州間協定（放送州間協定）（Staatsvertrag für Rundfunk und Telemedien（Rundfunkstaatsvertrag）」（1991年）である。この協定は、各州の定めるべき放送法規の共通原則を定めたもので、公共放送と民間放送の双方についての規定を含む。また、民間

放送の許可・監督機関である州メディア機関（Landesmedienanstalt）の任務・組織等についても規定している。

さらに、公共放送を財政面から支える放送受信料制度のために「放送受信料州間協定（Rundfunkgebührenstaatsvertrag）」（1991年）と、その額及び決定手続を定める「放送財源州間協定（Rundfunkfinanzierungsstaatsvertrag）」<sup>(9)</sup>（1996年）があった。第15次放送改正州間協定により、「放送受信料州間協定」は破棄され、ここに紹介する「放送負担金州間協定」が新たに発効すると共に、「放送財源州間協定」について、「放送受信料」の文言を「放送負担金」に改め、放送負担金の額を新たに定める改正が行われた。

前述の放送州間協定の規定を基準として、州ごと又は複数の州を対象範囲として、①公共放送協会法と、②州メディア法の2系統の州法又は州間協定が定められている<sup>(10)</sup>。①は、9つある公共放送協会のそれぞれの設立と運営に関する法規で、公共放送協会ごとに存在する。複数の州によって設立される公共放送協会については、それらの州の間で州間協定が締結されている。②は、民間放送を監督する州メディア機関の設置等に関する法規で、14ある州メディア

(3) 放送をめぐる連邦と州の権限争いの末、1961年に全州が共同で設立し、1964年から放送を開始した。「ZDF州間協定（1991年8月31日）」を根拠法とする。

(4) 占領下で誕生した「RIAS ベルリン」、連邦政府による「ドイツ無線」、旧東ドイツの円卓会議によって創設された「文化ドイツ放送局」を統合して1994年1月に設立されたドイツ初のラジオの全国放送（„Geschichte des Deutschlandradios.“ ドイツラントラジオ・ウェブサイト〈<http://www.deutschlandradio.de/wir-ueber-uns.232.de.html>〉による）。「ドイツラントラジオ州間協定（1993年6月17日）」を根拠法とする。

(5) NHK放送文化研究所編『NHKデータブック世界の放送 2014年版』NHK出版, 2014, p.170.

(6) 1961年の連邦憲法裁判所の判決（いわゆる「テレビ判決」）により、郵便・通信制度に関する連邦の立法権限は、放送の送信技術的な側面に限られ、放送制度全般に及ばないことが確定した。Werner Hahn und Thomas Vesting (Hrsg.), *Beck'scher Kommentar zum Rundfunkrecht: Rundfunkstaatsvertrag, Jugendmedienschutz-Staatsvertrag, Rundfunkgebührenstaatsvertrag, Rundfunkbeitragsstaatsvertrag, Rundfunkfinanzierungsstaatsvertrag*, 3. Aufl., München: Beck, 2012, S.1746.

(7) *ibid.*, S.2113を参照。

(8) テレメディアについては、後掲注(19)を参照。

(9) 1994年2月の第8次放送判決（第1次放送受信料判決。従来の決定手続を違憲とする。）を受けて締結。

(10) 公共放送協会法、州メディア法は総称であって、個々の州法又は州間協定の正式名称は様々である。また、その規定する内容も多様である。これらの州法・州間協定（ただし編集当時のもの）の一覧が、郵政国際協会編『主要国の通信・放送法制—ドイツ—』1995, pp.21-22, 25-26に掲載されている。

機関ごとに存在する。ベルリン州とブランデンブルク州、ハンブルク州とシュレスヴィヒ・ホルシュタイン州は、それぞれ州間協定を締結し、2州合同でメディア機関を設置している。州メディア法／州間協定は、特に公共放送にも適用されることが明記された個別規定を除き、通常は公共放送には適用されない。ただし、ザールラント州のメディア法は、ザールラント放送協会の設置についても定めており、例外的に①と②の双方の規定を併せ持つ総合的な法律である<sup>(11)</sup>。

### 3 公共放送の財源

公共放送には、憲法に合致し、かつ、法律によって定められた任務を遂行することができるように、そのための財源が与えられなければならない。特にこの財源によって公共放送の存続と発展が保障されなければならない（放送州間協定第12条第1項）。

公共放送の財源としては、①放送負担金、②広告放送の収入、③その他の収入源の3種類があるが、そのうち放送負担金が中心的収入源と位置付けられている（同第13条第1項）。

他方で、放送負担金収入の一定割合<sup>(12)</sup>は、州メディア機関が担う民間放送の許可・監督機能等のための財源とされる（同第40条）。つまり、放送負担金（旧・放送受信料）は、「公共放送のみの財源ではなく、ドイツの放送制度全体を支えるための公的負担金」と解される<sup>(13)</sup>。公共放送の間の配分割合<sup>(14)</sup>は、放送財源州間協定に

規定されている。なお、放送負担金を民間放送の運営のための財源とすることは許されない（同第43条）。

### 4 放送負担金の額の決定手続

放送負担金の額を客観的に決定するために専門機関として「放送協会の財源需要の審査及び調査のための独立委員会（Die unabhängige Kommission zur Überprüfung und Ermittlung des Finanzbedarfs der Rundfunkanstalten: KEF）」が設置されている。KEFは、各州が1名ずつ任命する16名の委員（会計監査、経営学、放送法、メディア学、放送技術等の専門家と州会計検査院の専門家）によって構成される（放送財源州間協定第4条）。各公共放送局がその任務を果たすために必要な財源を2年ごとに同委員会に申告する（同第1条）。同委員会は、専門的立場からこれを審査・調査し、少なくとも2年に1度、各州政府に対し、各公共放送局の財政状況、放送負担金の額の改定の必要の有無、必要な場合にはその額及び時期についての報告書を提出する（同第3条）。

## II 放送負担金制度の概要

### 1 放送負担金制度導入の経緯

#### (1) 放送受信料制度の揺らぎ

従来の放送受信料制度<sup>(15)</sup>は、各世帯にラジオとテレビが1台ずつあるのが普通の時代に誕生した。それゆえ、各世帯の保有するこれらの放

(11) Günter Herrmann, *Rundfunkrecht: Fernsehen und Hörfunk mit Neuen Medien*, 2. Aufl., München: Beck, 2004, S.448-449.

(12) 1987年の放送州間協定による放送受信料州間協定の改正により1988年1月から配分。2013年1月から放送負担金収入の1.8989%と定められている（放送財源州間協定第10条）。

(13) 杉内 前掲注(2), p.189. 放送受信料についての記述であるが、放送負担金にも該当する。

(14) 公共放送内部での配分割合は、州放送協会 72.6295%、ZDF 24.7579%、ドイチュラントラジオ 2.6126%と定められている（放送財源州間協定第10条）。

(15) 1968年の連邦行政裁判所判決により、放送受信料についての立法権限は連邦にないこと、放送受信料は、通信法に基づく受信許可の付与に対してではなく放送の受信可能性に対して徴収されるものであること、したがって連邦郵便が徴収を行っていても受信料の債権者は放送局であることが示された。これを受けて、1968年に放送受信料州間協定、1969年に放送受信料額州間協定が締結され、1970年から放送受信料制度が開始された。Hahn und Vesting(Hrsg.), *op.cit.* (6), S.1747.

送受信機ごとに放送受信料を課すことを原則としてきた。<sup>(16)</sup> ラジオがあれば「基本料金」、テレビもあればこれに加えて「テレビ料金」を支払わなければならなかった。しかし、この仕組みを将来にわたって維持することはできないという見方が一般的になってきた<sup>(17)</sup>。

受信機の保有という課金の根拠を揺るがせたのは、インターネットの普及に代表される通信・放送環境の変化である。公共放送は、1996年に法的根拠なしに、ウェブサイトの開設、インターネット経由の放送であるライブ・ストリーミングなど、インターネットを使用したサービスを開始した<sup>(18)</sup>。インターネット経由の放送のみならず、第4次放送改正州間協定（2000年発効）で、公共放送は、番組との一定の関連性を条件としてオンライン・サービスの提供が認められ、第12次放送改正州間協定（2009年発効）により、オンライン・サービス<sup>(19)</sup>はテレビ番組、ラジオ番組と並ぶ公共放送の提供サービスの第3の柱に位置付けられ、詳細な規定が設けられた。「いまやテレビ、パソコン、スマートフォ

ンなど受信機の種類に関わりなく、あまねくほぼ同程度のサービスを利用できる状態にまで近づいている」と言われ<sup>(20)</sup>、特に若者の間では、パソコンやスマートフォンがラジオやテレビの番組を視聴する日常的なメディアとなっている<sup>(21)</sup>。

こうしたなかで、専らインターネット経由で番組を視聴することができるコンピュータ（いわゆるインターネット PC）も受信機として扱うべきかどうか議論の的になってきた。まず、第4次放送改正州間協定（2000年発効）により、インターネット PC について受信料の徴収を2003年末まで猶予する規定が放送受信料州間協定に設けられ、間接的であるがインターネット PC も受信機に含まれることが示された。しかし、この時点では、インターネット PC は受信機に含まれないと考える州が5州もあり、インターネット PC 等の新型受信機への課金の猶予期間は繰り返し延長された<sup>(22)</sup>。新型受信機について受信料の徴収を2007年1月からようやく開始することを決定したのは2006年10月の州首相会議<sup>(23)</sup>である。ただし、その前の第8次

(16) Paul Kirchhof, *Die Finanzierung des öffentlich-rechtlichen Rundfunks*, Baden-Baden: Nomos, 2010, S.5.

(17) *Begründung zum Fünfzehnten Staatsvertrag zur Änderung rundfunkrechtlicher Staatsverträge (Fünfzehnter Rundfunkänderungsstaatsvertrag)*, S.1. ブレーメン州政府ウェブサイト〈[http://www.rathaus.bremen.de/sixcms/media.php/13/begrundung\\_15\\_RSTVeng1.pdf](http://www.rathaus.bremen.de/sixcms/media.php/13/begrundung_15_RSTVeng1.pdf)〉

(18) 杉内 前掲注(2), p.183; Hahn und Vesting (Hrsg.), *op.cit.* (6), S.1958.

(19) ドイツ語では「テレメディア」という。第9次放送改正州間協定（2007年発効）により、従来のテレサービスとメディアサービスを包摂する概念としてテレメディアが使用されることとなった。テレメディアとは、「放送」でも、電気通信網を経由した信号の伝達をその本質のすべてとする「電気通信サービス」でも、「電気通信を基盤とするサービス」でもない電子的情報・通信サービスをいう。伝統的な放送、ライブ・ストリーミング、ウェブ・キャストはテレメディアでなく放送に分類される。Hahn und Vesting (Hrsg.), *op.cit.* (6), S.131, 143-144 参照。

(20) 杉内有介「始まったドイツの新受信料制度—全世界帯徴収の「放送負担金」導入までの経緯と論点—」『放送研究と調査』63 (3), 2013.3, p.31.

(21) Paul Kirchhof, *Gutachten über die Finanzierung des öffentlich-rechtlichen Rundfunks*, 2010, S.7. ドイツ連邦共和国公共放送連盟 (ARD) ウェブサイト〈<http://www.ard.de/download/398406/index.pdf>〉

(22) 第5次放送改正州間協定（2001年発効）により2004年末まで、第7次放送改正州間協定（2004年発効）により2006年末まで延長された。

(23) 州首相会議 (Ministerpräsidentenkonferenz) は、各州の意見を調整するための合議機関で、全16州の首相で構成される。議長州は1年ごとの持ち回り。1954年以降、常設機関となり、1年に4回定期会合が行われている。放送関係の州間協定の締結は、州首相会議の伝統的な重要課題である。„Die Ministerpräsidentenkonferenz“による。ベルリン州政府ウェブサイト〈<http://www.berlin.de/rbmskzl/regierender-buergermeister/politik/bundesangelegenheiten/die-minis-erpraesidentenkonferenz/artikel.23573.php#themenschwerpunkte>〉

放送改正州間協定（2005年発効）により、事業所の新型受信機について、テレビやラジオがない場合に限り1台分のみ受信料<sup>(24)</sup>を徴収するという優遇措置が設けられた。また、家庭内の新型受信機については、そもそも2台目以降の受信機には課金しないというルール<sup>(25)</sup>が適用された。その結果、猶予措置が廃止されても、実際に受信料を賦課される新型受信機はごくわずかであった<sup>(26)</sup>。多機能のコンピュータが普及するなかで、従来のような専用機を前提に受信機の保有を根拠として受信料の徴収を行うことの矛盾が目立つようになった。受信料の負担とサービス利用の実態との乖離によって、放送受信料は「内的な説得力」を失いつつあった<sup>(27)</sup>。

## (2) 放送受信料制度改革の経緯

2006年10月の州首相会議で、いよいよ、公共放送の財源の新たな在り方を提案することが各州の代表で構成される全州放送委員会に命じられ<sup>(28)</sup>、受信料制度改革の長い議論が始まった。改革の基準は、社会全体がより受け入れやすくなるように、①収入の総額を変化させないこと、

②私的領域（個人）及び非私的領域（事業所）の双方が負担すること、③受信機の保有を支払義務の根拠とするのをやめること、④社会的に公正であること、⑤国家から距離を置くこと、⑥管理費用が減少すること、⑦放送法・財政法・データ保護法・EU法の基準を尊重することであった<sup>(29)</sup>。

同委員会は、租税とする案を含む様々なモデルを検討した上で、2010年6月の州首相会議に、受信機の保有を根拠としない放送負担金をモデルとする新制度の骨子を提出した。元連邦憲法裁判所判事のポール・キルヒホフ（Paul Kirchhof）教授（ハイデルベルク大学）が公共放送の委託を受けて2010年4月に公共放送の財源についての鑑定書<sup>(30)</sup>を提出しており、その内容が新モデル採用の決め手となったと言われる<sup>(31)</sup>。

この骨子をもとに「放送負担金州間協定」案が作成され、関係団体のヒアリングや各州議会での事前説明を経て、2010年12月15日に協定本文が採択され、全16州がこれに署名した。翌2011年12月までに全州が議会による承認の文書を寄託し<sup>(32)</sup>、新協定は2013年1月から発

(24) 2006年の州首相会議で、新型受信機についてはラジオと同様に基本料金を徴収することで合意した。その背景には、当時、テレビ放送のインターネット提供はわずかだったという事情がある。その後、テレビ放送のライブ・ストリーミングが盛んに行われるようになったが、事業所のパソコンは元来、放送受信に使われることは少ないことに配慮してテレビ料金の徴収は行われなかった。Hahn und Vesting (Hrsg.), *op.cit.* (6), S.1866-1867 参照。

(25) 放送受信料州間協定第5条第1項

(26) 例えば、2008年末時点で、バイエルンのオンライン利用者は約865万人と見積もられていたが、受信料支払義務のある新型受信機として届け出られている台数は31,245 (0.36%) に過ぎなかった。Hahn und Vesting (Hrsg.), *op.cit.* (6), S.1957-1958。

(27) Kirchhof, *op.cit.* (21), S.12ff; Wieland Bosman, „Paradigmenwechsel in der Rundfunkfinanzierung: Von der Rundfunkgebühr zum Rundfunkbeitrag“, *Kommunikation & Recht : K & R ; Betriebs-Berater für Medien, Telekommunikation, Multimedia*, 15(1), 2012.1, S.7. <<http://www.dr-bosman.de/seiten/Paradigmenwechsel.pdf>>

(28) *Begründung*, *op.cit.* (17), S.1. 全州放送委員会 (Rundfunkkommission der Länder) は、州首相会議の専門機関の一つで、放送政策の調整を担当する。

(29) *Begründung*, *ibid.*, S.2.

(30) Kirchhof, *op.cit.* (21). 同鑑定書はその後、まえがきを付して図書 (*op.cit.* (16)) として刊行されている。鑑定書の内容の簡潔な紹介として、鈴木秀美「ドイツ受信料制度改革の憲法学的考察—放送負担金制度の概要と問題点—」『法学研究』87 (2), 2014.2, pp.451-452、詳細な紹介として、杉内 前掲注<sup>(20)</sup>, pp.21-24 がある。

(31) 杉内 同上, pp.21-22; Klaus Stern, „Einführungsrede zur Tagung „Neue Rechtsgrundlagen für die Finanzausstattung des öffentlich-rechtlichen Rundfunks““, *Die Neuordnung der Finanzierung des öffentlich-rechtlichen Rundfunks*, München: Beck, 2012, S.5.

(32) 鈴木 前掲注<sup>(30)</sup>, p.451.

効することとなった。こうして放送受信料制度に代わる放送負担金制度が導入された。

### (3) 放送負担金制度の基本的考え方

従来の放送受信料制度においては、「放送加入者 (Rundfunkteilnehmer)」という概念が用いられていた。放送加入者とは、放送受信機を受信のために利用できるようにしている者をいう。

放送受信料は、利用料を想起させる名称にかかわらず、実際の放送利用の程度とは関係なく、受信機の保有による利用可能性に対して課せられていた。そのため、「負担金の性格を有する施設利用料 (Anstaltnutzungsgebühr)」と解する説が支配的であった<sup>(33)</sup>。この方向をさらに発展させて、受信機の保有を根拠としない負担金としたのが新制度である。<sup>(34)</sup>

新しい放送負担金制度では、賦課の根拠は、受信機の保有でなく、受信機が置かれ放送の利用が普通に行われる空間 (Raumeinheit) の存在に変更された<sup>(35)</sup>。そのため、放送が享受されることが一般的な個人の住居、事業所、事業用自動車、ホテル等の客室が賦課対象とされた。当該空間が土地に固定されているか、移動可能な自動車の車室であるかは問われない<sup>(36)</sup>。受信機の保有が賦課の根拠とされなくなったため、受信機の種類による料額の区別もなくなった。

従来どおり、事業所も公共放送の受益者としてその財源の負担を求められる。公共放送は、

情報社会の基盤を特別に育成し、統合及び民主的・文化的・経済的過程への参加に大きな貢献をしており、個人と同様に、様々な領域の事業所もそのことから利益を得ている<sup>(37)</sup>というのがその理由である。

## 2 放送負担金の額

前述のとおり、従来の放送受信料には基本料金とテレビ料金の2種類があり、前者はラジオと新型受信機に課金され、テレビを保有していると後者が加算された。2012年末時点で、約3823万台のラジオ、約3261万台のテレビ、約51万台の新型受信機が課金対象となっていた<sup>(38)</sup>。

これに対し、受信機を根拠としない放送負担金の料金は1種類のみである。その額は、ラジオとテレビを1台ずつ保有する標準的世帯が支払っていた放送受信料の額<sup>(39)</sup>と同じ月額17.98ユーロに設定された(放送財源州間条約第8条)。

放送負担金の導入時の額は、KEFによる2013年1月以降の財源需要の審査・調査の終了前に決定されたため、審査・調査結果によっては放送負担金の額の改定が勧告される可能性が留保された。2013年12月、KEFは、第19次報告書の案を全州放送委員会と各放送協会に提示した際に、2013年から2016年までの4年間の放送負担金収入増の見通しに基づき、放送負担金を2015年から73セント引き下げ、17.25ユーロとすることを勧告した<sup>(40)</sup>。これを

(33) Bosman, *op.cit.* (27), S.9.

(34) *Begründung, op.cit.* (17), S.5.

(35) Hahn und Vesting (Hrsg.), *op.cit.* (6), S.2031; *Begründung, ibid.*, S.10.

(36) Hahn und Vesting (Hrsg.), *ibid.*, S.2034.

(37) *Begründung, op.cit.* (17), S.2.

(38) 軽減受信料 (50% 又は 70%) が適用されるホテル客室に設置されている各種受信機を含む。ARD ZDF Deutschlandradio Beitragsservice (Hrsg.), *GEZ:Geschäftsbericht 2012, 2013*, S.35 による。放送負担金ウェブサイト <http://www.rundfunkbeitrag.de/e1645/e2461/GB2012.pdf>

(39) 基本料金 5.76 ユーロ + テレビ料金 12.22 ユーロ = 計 17.98 ユーロであった。

(40) Kommission zur Ermittlung des Finanzbedarfs der Rundfunkanstalten, „Die KEF empfiehlt den Ländern, den Rundfunkbeitrag um 73 Cent auf 17,25€/monatlich zu senken,“ *Pressemitteilung*, 18.12.2013. [http://www.kef-online.de/inhalte/presse/presse\\_18122013.html](http://www.kef-online.de/inhalte/presse/presse_18122013.html)

を受けて2014年3月の州首相会議で、放送負担金を2015年から48セント引き下げて17.50ユーロとすることが決定されている。<sup>(41)</sup>

### 3 賦課の仕組み

放送負担金の支払義務を課されるのは、住居の保有者(第2条<sup>(42)</sup>、第3条)並びに事業所及び事業所の自動車の保有者(第5条、第6条)である。

個人については、住居ごとに放送負担金1件分を徴収する。保有する別荘にも、たとえ年に1度しか利用しなくても住居として放送負担金が賦課される<sup>(43)</sup>。住居は、そこに居住する世帯共同体の構成員が自らの「情報の自由」(ドイツ連邦共和国基本法第5条第1項第1文)を行使する場所である<sup>(44)</sup>。負担金義務を負うのは、当該住居に居住するすべての成人(住居の保有者)である。未成年者は、独立して自己の住居に暮らしている場合でも、負担金義務を負わない<sup>(45)</sup>。住居に住民登録している者、住居の賃貸契約の賃借人は、当該住居の保有者と推定される。2013年末現在、3638.5万戸が放送負担金の賦課対象となっている<sup>(46)</sup>。

共同住居の部屋、一時宿泊用の障害者施設・介護施設の部屋、病院の病室、刑務所の収容室、ホテルの客室等は、住居とはみなされない。これらの一部は放送負担金を賦課されることがあるが、その際、支払義務を負うのは利用者個人

でなく事業所側である。<sup>(47)</sup>また、その場合でも、共同住居の部屋、障害者施設・介護施設の部屋、病院の病室については、公益性・公共性を有する施設に対する優遇措置(後述)が適用される可能性がある<sup>(48)</sup>。ただし、障害者施設・介護施設の部屋については、「一時宿泊用」の部屋だけでなく、「永続的な」施設介護又は宿泊が行われる部屋も、当面、住居でなく共同住居として扱い、入居者から放送負担金を徴収しないことが、この協定発効直前にARD、ZDF及びドイツユントラジオの会長間で合意されている<sup>(49)</sup>ので、注意が必要である。

事業所については、事業所ごとに従業員数に応じて10段階に設定された放送負担金(1/3～180件分)を徴収する(表1)。提案理由書によれば、ドイツの全事業所の約9割は第2段階まで(従業員数19人以下)に該当し、1/3件分又は1件分の放送負担金しか課されない<sup>(50)</sup>。これとは別に、公道での運行を許可された事業用自動車については、台数に応じた放送負担金(1台につき1/3件分。ただし2台目から)を徴収する。さらに、事業所のうちホテル等の宿泊施設からは、客室数に応じた放送負担金(1室につき1/3件分。ただし2室目から)も徴収する。その理由としては、①客の入れ替わりにより放送利用の頻度が高くなること、②観光業において放送の受信設備は明らかな付加価値を提供するものであることが挙げられている<sup>(51)</sup>。研修施

(41) 熊谷洋「独、各州政府が放送負担金値下げを決定」『放送研究と調査』64(5), 2014.5, p.75.

(42) 以下に付記する条文番号は、特記しない限り、放送負担金州間協定のものである。

(43) *Begründung, op.cit.* (17), S.11.

(44) *ibid.*, S.10.

(45) *ibid.*, S.8.

(46) ARD ZDF Deutschlandradio Beitragsservice (Hrsg.), *Geschäftsbericht 2013*, 2014, S.35-36. 放送負担金ウェブサイト〈[http://www.rundfunkbeitrag.de/e1645/e2613/Geschaeftsbericht\\_2013.pdf](http://www.rundfunkbeitrag.de/e1645/e2613/Geschaeftsbericht_2013.pdf)〉

(47) *Begründung, op.cit.* (17), S.12. 学生ホーム、女子ホームなどは共同住居に含まれない。

(48) *ibid.*, S.13.

(49) „Neue Rundfunkbeiträge ab 01. Januar 2013,“ Lebenshilfe 全国連合ウェブサイト〈[http://www.lebenshilfe.de/de/themen-recht/artikel/Rundfunkbeitraege\\_1.php?listLink=1](http://www.lebenshilfe.de/de/themen-recht/artikel/Rundfunkbeitraege_1.php?listLink=1)〉による。

(50) *Begründung, op.cit.* (17), S.18.

(51) *ibid.*, S.19.

設の宿泊室は、放送負担金を賦課される客室に該当しない<sup>52)</sup>。

2013年末現在、331.7万事業所が放送負担金の賦課対象となっており、うち307.5万事業所(全体の92.7%)が通常の事業所として従業員数に応じた負担金を賦課されている。宿泊施設である8.3万事業所(全体の2.52%)は、これに加えて客室数・長期休暇用住居数に応じた負担金を賦課されており、2013年末現在、合計101.2万室(客室88.9万室、長期休暇用住居12.3万室)が賦課対象となっている。また、15.9万事業所(全体の4.79%)は、公益性・公共性を有する一定の施設として大幅な減額措置(最高でも1件分)を受けている。賦課対象となっている事業用自動車の総数は、417.4万台である。<sup>53)</sup>

#### 4 個人についての特例

所得制限付きの社会保障給付(公的扶助等)や教育助成金等の受給者並びに一定の障害者は、文書で申請を行えば、放送負担金の減免が認められる。減免は放送負担金の支払義務者ごとに認められるので、減免の対象となる住居の数は

これより多くなる。すなわち、2013年末現在、全額免除は約250.0万人(250.3万戸)、減額は約52.8万人(53.1万戸)である。これら減免制度のための減収は年間約6億480万ユーロに達し、減免制度を廃止した場合には、月額1.42ユーロ(約7.9%)の放送負担金引下げが可能になると試算されている<sup>54)</sup>。申請者に対して減免が認められた場合には、その効果は同居する配偶者、人生パートナー<sup>55)</sup>等に及び、これらの者が支払いを求められることはない(第4条第3項)。

- (1) 公的扶助等及び教育助成金・職業教育支援等の受給者に対する全額免除(第4条第1項第1号～第10号)

放送負担金制度では、全額免除が認められるのは、公的扶助をはじめとする所得制限付きの社会保障給付及び教育助成金・職業教育支援等の受給者に限られる。キルヒホーフ教授の鑑定書では、公的扶助等の受給者については、放送負担金の支払いが可能になるよう社会保障制度の枠内で負担金分を追加給付することが提案されていた<sup>56)</sup>が、この案は採用されなかった。

表1 事業所の放送負担金

段階	従業員の人数	放送負担金
1	0～8	1/3件分
2	9～19	1件分
3	20～49	2件分
4	50～249	5件分
5	250～499	10件分
6	500～999	20件分
7	1,000～4,999	40件分
8	5,000～9,999	80件分
9	10,000～19,999	120件分
10	20,000～	180件分

(出典) 放送負担金州間協定第5条第1項の規定に基づき筆者作成。

<sup>52)</sup> *ibid.*

<sup>53)</sup> ARD ZDF Deutschlandradio Beitragsservice (Hrsg.), *op.cit.* (46).

<sup>54)</sup> *ibid.*, S.36. 減免制度は、負担金制度内部での負担金債務者間の負担調整である。

<sup>55)</sup> 身分登録官吏に対する意思表示によって「人生パートナーシップ (Lebenspartnerschaft)」関係を登録した同性の相手。詳しくは、戸田典子「人生パートナーシップ法—同性愛の「結婚」を認めたドイツ—」『外国の立法』no. 212, 2002.5, pp.20-36.

<sup>56)</sup> Kirchof, *op.cit.* (21), S.70-71. 生活困窮者のために放送負担金の免除制度を設けるよりも、放送負担金は遍く徴収し困窮者には社会保障制度でその分を補填したほうが私的領域への不干渉という点で望ましいと述べている。



(2) 重度障害者に対する減免措置（第4条第1項第10号、第2項）

視覚障害者及び聴覚障害者は、従来、放送受信料を全額免除されていたが、放送負担金制度では全額免除が認められるのは盲ろう者及び盲人扶助の受給者のみで、その他の視覚障害者及び聴覚障害者等は1/3件分に減額されるにとどまる。

全16州は、放送負担金州間協定の附帯宣言において、負担能力を有する障害者も放送負担金を支払わなければならなくなることを指摘し、公共放送がバリアフリー・サービスの拡充をめざして障害者団体との対話を密にし、定期的に報告を行うことを期待すると表明している<sup>57)</sup>。

(3) 特別に過酷となる場合（第4条第6項）

特別に申請すれば個別審査により全額免除となる場合がある。「特別に過酷となる場合」の定義規定はないが、例えば、「需要 (Bedarf)」として認められる生活費の上限額（各人の最低生活費）を超過する所得があったために社会保障給付が行われなくなった場合であって、その超過額が放送負担金の額よりも僅少であるケースが、条文上、例示されている。この場合、所得のわずかな増加のために、放送負担金の免除を受けられなくなり、実質的に減収となってしまう。

## 5 事業所についての特例

(1) 一時休業中の事業所（第5条第4項）

暦月で3か月を超えて一時的に休止している

事業所<sup>58)</sup>から申請があれば、事業所に対する放送負担金並びに客室及び事業用自動車に対する放送負担金を徴収しない。

(2) 公益性・公共性を有する施設（第5条第3項）

公益性・公共性を有する施設に対しては、放送負担金を最高でも1件分に制限する優遇措置がある。これらの施設からは事業用自動車に対する放送負担金を別途徴収しない。

(3) 賦課の対象とならない事業所（第5条第5項、第6項）

礼拝を目的とする事業所、職場の設置されていない事業所<sup>59)</sup>、放送負担金の徴収がすでに行われている住居の中にある事業所<sup>60)</sup>からは、事業所に対する放送負担金を徴収しない。

また、公共放送局及び民間放送局、州メディア機関並びに外国の大使館・領事館からは、事業所に対する放送負担金並びに客室及び事業用自動車に対する放送負担金を徴収しない。

## 6 徴収方法と執行手続

負担金徴収に関する手続の詳細は、各州放送協会の規則によって定めることができる（第9条第2項）。これを受けて各州放送協会はそれぞれ徴収規則を定めている。実際の徴収業務は、各州放送協会の内部組織である「負担金サービス (Beitragsservice)」<sup>61)</sup>が「『負担金徴収』管理協定 (Verwaltungsvereinbarung „Beitragseinzug)』」（2013年10月1日から施行）に基づいて担当し

<sup>57)</sup> *Begründung, op.cit.* (17), S.26.

<sup>58)</sup> スキーリフトのような季節事業、またホテルが想定されている。Hahn und Vesting (Hrsg.), *op.cit.* (6), S.2040.

<sup>59)</sup> 従業員や保有者が時々作業に行く土地や建物（変電室、干草小屋、岸壁等）が想定されている。*Begründung, op.cit.* (17), S.24.

<sup>60)</sup> 弁護士、建築家、税理士など自宅内に事務所を置く自営業者が想定されている。Bosman, *op.cit.* (27), S.8.

<sup>61)</sup> 前身の「受信料徴収センター (Gebühreneinzugszentrale der öffentlich-rechtlichen Rundfunkanstalten in der Bundesrepublik Deutschland: GEZ)」は、公共放送が連邦郵便に委託してきた徴収事務を自ら行うために1973年設置、1976年業務開始 (ARD ZDF Deutschlandradio Beitragsservice (Hrsg.), *op.cit.* (46), S.7)。GEZの任務は、「受信料徴収センター管理協定 (Verwaltungsvereinbarung „Gebühreneinzugszentrale“, Hahn und Vesting (Hrsg.), *op.cit.* (6), S.1925-1928)」に規定されていた。

ている。プライバシー侵害のおそれがあるとして不評だった委託訪問員による戸別訪問調査<sup>62)</sup>は、新制度において廃止された。

放送負担金の徴収は、支払義務者の届出に基づいて行われる。支払義務者は、賦課の根拠となる住居・事業所・事業用自動車の保有を所轄の州放送協会に対し遅滞なく文書で届け出なければならない。未届の住居に対しては、督促通知が行われる。

放送負担金は、所轄の州放送協会に対する送付債務 (Schickschuld)<sup>63)</sup>である。支払義務者は、住居・事業所の所在地又は自動車の許可地における放送を管轄する州放送協会に対し、自らの負担により放送負担金を納付しなければならない。

未払の放送負担金は、所轄の州放送協会が確定する。この確定決定は、行政上の執行手続により執行される。ベルリン・ブランデンブルク放送協会徴収規則<sup>64)</sup>によると、負担金債務者は、①延滞付加金、②届出義務の不履行の故に、必要データを入手するために第三者から請求された費用 (手数料及び立替金)、③強制執行の費用、④行政文書の複写の作成・送付費用を負担しなければならない。①の延滞付加金は、支払期日から4週以内に放送負担金が支払われない場合に生じ、その額は未払額の1% (最低8ユーロ) である。また、届出の不備のために放送負担金

が期日に徴収されなかった場合には、支払義務開始後3か月目から負担金の総額に対し年6%の利子が課せられる。放送負担金制度において初めて、支払が遅延した場合の利子についてもこのように規則で定めることができることとなった。

## おわりに

負担金制度の導入に際して、ラジオとテレビを1台ずつ保有する標準的な世帯については支払額の増加が生じないように工夫がなされた。そのため一般国民はこの制度変更をすんなり受け止めたと言われる。そもそも、今回の改革は、受信料収入の約92%を負担する個人世帯にとっては軽微な変更に過ぎない。というのも、受信料制度においても、個人又はその配偶者が住居内で保有している2台目以降の受信機には課金しないというルールにより、事実上の世帯単位の課金がすでに実現していたからである。<sup>65)</sup>ただし、住居共同体 (Wohngemeinschaft) や独自の所得と受信機を有する家族構成員については、例外的に別途、課金することとなっていた。しかし、立入調査権のない公共放送側は事実を確かめようもないため、これが紛争の種となっていた。新制度は、住居単位に課金することにより、住居内のプライバシーに立ち入らないと

62) 杉内 前掲注20, p.29 参照。

63) 債務者が費用及びリスクを負担して債権者のもとに送付することを義務付けられている債務。Hahn und Vesting (Hrsg.), *op.cit.* (6), S.2085; 田沢五郎『独 = 日 = 英ビジネス経済法制辞典』郁文堂, 1999, p.808 参照。

64) „Satzung des Rundfunk Berlin-Brandenburg über das Verfahren zur Leistung der Rundfunkbeiträge (Rundfunkbeitragssatzung) vom 6. Dezember 2012,“ Rundfunk Berlin-Brandenburg, Beitragsservice (Hrsg.), *Rundfunkbeitragsstaatsvertrag, Rechtsgrundlagen, Rundfunkfinanzierung*, 1. Aufl., Februar 2013, S.25-35. ベルリン・ブランデンブルク放送協会ウェブサイト ([http://www.rbb-online.de/unternehmen/der\\_rbb/rundfunkbeitrag/rundfunkbeitragsstaatsvertrag.file.html/130314-Rundfunkbeitragsstaatsvertrag-Rechtsgrundlagen-rbb.pdf](http://www.rbb-online.de/unternehmen/der_rbb/rundfunkbeitrag/rundfunkbeitragsstaatsvertrag.file.html/130314-Rundfunkbeitragsstaatsvertrag-Rechtsgrundlagen-rbb.pdf)) なお、徴収は各州放送協会に共通のデータ処理手続によって行われることから、各州放送協会の徴収規則の内容は相互に一致するものと定められている (第9条第2項)。Hahn und Vesting (Hrsg.), *op.cit.* (6), S.2082.

65) Hermann Eicher, „Von der Rundfunkgebühr zum Rundfunkbeitrag,“ Jürgen Becker und Peter Weber (Hrsg.), *Funktionsauftrag, Finanzierung, Strukturen – Zur Situation des öffentlich-rechtlichen Rundfunks in Deutschland*, Baden-Baden: Nomos, S.71; *Begründung, op.cit.* (17), S.40.

いう解決を選択したと言える。

しかし、少数であるとはいえ、負担増となった人は存在する。このような人たち（例えば、いかなる放送受信機も保有しない人、ラジオのみ保有する人、1人暮らしの人、障害者、ドラッグチェーン、レンタカー会社、自動車使用事業所など）からは、相次いで違憲訴訟が提起されている。違憲の主張の主な論拠は、①放送負担金は、放送の視聴者としての地位に基づいた受益負担ではなく租税にあたるが、州にはその立法権限がないこと（ドイツ連邦共和国基本法第105条「租税に関する立法管轄」、第106条「税収及び財政専売の収益の配分」への違反など）、②放送負担金の賦課の仕方が個人と事業所とで、特に事業所間で、また世帯間で異なるのは不平等であること（ドイツ連邦共和国基本法第3条第1項「法律の前の平等」、バイエルン州憲法第118条第1項「法律の前の平等」への違反など）の2点である<sup>66)</sup>。判決によっては、制度の今後に影響を及ぼすことになろう<sup>67)</sup>。

新制度への円滑な移行のために、個人の放送利用者に関して、負担金債務者データと住民登録データとのデータ照合が1回行われることとなった<sup>68)</sup>。これは、従来、受信機を保有してい

ながら届けていなかった世帯や受信機をそもそも保有していなかったために受信料を支払っていなかった世帯を掘り起こし、放送利用者のデータベースを完全なものにするのに役立つ<sup>69)</sup>。この措置は、負担の平等が実際に確保できない「構造的な徴収漏れ」は違憲のおそれがあるというキルヒホーフ鑑定書の指摘<sup>70)</sup>に依るものであり、提案理由書では、より大きな負担の公平性を確立し、執行不全を回避するのに資すると説明している<sup>71)</sup>。

公共放送局はこのデータ照合に基づき合計約39万世帯が新規に届出を行うことになると予測していたが、制度開始後のKEFの推計では、不確実であるものの合計82万世帯の届出を見込んでいる。これによるものを含め、放送負担金収入（2013～2016年）は、開始前の予測を上回る増収（個人部門で+6億6770万ユーロ、事業所部門で+4億7820万ユーロ、合計+11億4590万ユーロ）となると見込まれている。<sup>72)</sup>

実際のところ、新制度初年度の2013年の放送負担金の徴収総額は、76億8000万ユーロに達し、2012年の放送受信料の徴収総額74億9000万ユーロに対して1億9000万ユーロ（約2.5%）の増加となった<sup>73)</sup>。このように増収となっ

66) 詳しくは、鈴木 前掲注30), pp.456-468.

67) 2014年5月、2州の憲法裁判所で放送負担金を合憲とする判決が下されており（熊谷洋「独、州憲法裁で「放送負担金は合憲」判決相次ぐ」『放送研究と調査』64(7), 2014.7, p.105）、同年8月22日付けで、放送負担金に違憲判決を下した裁判所はまだないという情報（Holger Hesterberg, „Der Rundfunkbeitrag ist bisher von keinem Gericht als verfassungswidrig eingestuft worden,“ 2014.8.22. anwalt.de ウェブサイト〈[http://www.anwalt.de/rechtstipps/der-rundfunkbeitrag-ist-bisher-von-keinem-gericht-als-verfassungswidrig-ingestuft-worden\\_061719.html](http://www.anwalt.de/rechtstipps/der-rundfunkbeitrag-ist-bisher-von-keinem-gericht-als-verfassungswidrig-ingestuft-worden_061719.html)〉）があり、その後も違憲判決の情報は見当たらない。

68) 2013年3月3日現在の全成人の住民登録データ（約7000万件）が2013年及び2014年の3月及び9月の4回に分けて住民登録官庁から負担金サービスに伝達される。„Der umstellungsbedingte, einmalige Meldedatenabgleich.“ 放送負担金ウェブサイト〈[http://www.rundfunkbeitrag.de/buergerinnen\\_und\\_buerger/einmaliger\\_meldedatenabgleich/](http://www.rundfunkbeitrag.de/buergerinnen_und_buerger/einmaliger_meldedatenabgleich/)〉

69) *Begründung*, op.cit. (17), S.42-43.

70) Kirchhof, op.cit. (21), S.12ff; Bosman, op.cit. (27), S.7.

71) *Begründung*, op.cit. (17), S.43.

72) Kommission zur Ermittlung des Finanzbedarfs der Rundfunkanstalten, 19. Bericht, Februar 2014, S.140-145. 〈[http://www.kef-online.de/inhalte/bericht19/kef\\_19bericht.pdf](http://www.kef-online.de/inhalte/bericht19/kef_19bericht.pdf)〉

73) *Bericht über die wirtschaftliche und finanzielle Lage der Landesrundfunkanstalten*, April 2014, S.41. ドイツ連邦共和国公共放送連盟（ARD）ウェブサイト〈<http://www.ard.de/download/1015988/index.pdf>〉

たことについて、公共放送局は、数年来の減収傾向に歯止めがかかり、公共放送の収入の安定化という新制度の目標は早くも達成されたとみなしている<sup>(74)</sup>。

ドイツに倣って、スイスでも、受信機の有無にかかわらず原則として全世帯及び全企業から

受信料を徴収するための放送法改正案<sup>(75)</sup>が2014年9月26日に議会を通過した<sup>(76)</sup>。放送受信料の徴収根拠を受信機の保有に求めない動きが広がっていくのか、注目される。

(さいとう じゅんこ)

---

(74) „Gesamterträge der ARD,“ ドイツ連邦共和国公共放送連盟 (ARD) ウェブサイト 〈[http://www.ard.de/home/intern/die-ard/die-ard-in-zahlen/Gesamtertraege\\_der\\_ARD/1015672/index.html](http://www.ard.de/home/intern/die-ard/die-ard-in-zahlen/Gesamtertraege_der_ARD/1015672/index.html)〉

(75) NHK 放送文化研究所編 前掲注(5), pp.147-148.

(76) Bundesgesetz über Radio und Fernsehen (RTVG), Änderung vom 26. September 2014, *Bundesblatt*, Nr.39, 2014.10.7, S.7345 〈<http://www.admin.ch/opc/de/federal-gazette/2014/7345.pdf>〉しかし、レファレンダム (国民投票) を求める動きがあり、改正法が施行に至るかどうかが不透明である。なお、立法過程の詳細については、スイス連邦議会ウェブサイトの審議データバンク 〈[http://www.parlament.ch/d/suche/seiten/geschaefte.aspx?gesch\\_id=20130048](http://www.parlament.ch/d/suche/seiten/geschaefte.aspx?gesch_id=20130048)〉を参照。

# 放送負担金州間協定

## Rundfunkbeitragsstaatsvertrag

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
専門調査員 国土交通調査室主任 齋藤 純子訳

### 【目次】

- 第 1 条 放送負担金の目的
- 第 2 条 私的領域における放送負担金
- 第 3 条 住居
- 第 4 条 負担金義務の免除、軽減
- 第 5 条 非私的領域における放送負担金
- 第 6 条 事業所、従業員
- 第 7 条 負担金義務の開始及び終了、支払方法、消滅時効
- 第 8 条 届出義務
- 第 9 条 情報提供を求める権利、規則への委任
- 第 10 条 負担金債権者、送付債務、還付、執行
- 第 11 条 個人データの利用
- 第 12 条 秩序違反
- 第 13 条 連邦行政裁判所への上告
- 第 14 条 経過規定
- 第 15 条 協定期間、解約

### 第 1 条 放送負担金の目的

放送負担金は、放送州間協定第 12 条第 1 項<sup>(1)</sup>にいう公共放送 [öffentlich-rechtlicher Rundfunk] の機能に相応した財源保障及び同協定第 40 条<sup>(2)</sup>

に規定する任務のための財源として使用される。

### 第 2 条 私的領域における放送負担金

- (1) 私的領域においては、住居ごとにその保有者（負担金債務者）から 1 件分の放送負担金を徴収しなければならない。
- (2) 住居の保有者とは、当該住居に自ら居住する各成人とする。次の各号に掲げる者全てが保有者と推定される。
  - 1. 住民登録法規の規定により当該住居において登録されている者
  - 2. 当該住居の賃貸契約において賃借人として掲げられている者
- (3) 負担金債務者が 2 人以上いる場合には、公租公課法第 44 条<sup>(3)</sup>の規定を準用して、各負担金債務者が連帯債務者として責任を負うものとする。州放送協会は、1 の住居について従前の負担金債務者とは別の者に支払を請求する場合において、第 4 条第 7 項第 2 文の規定に従い請求の時点においてこの別の者が免除又は軽減の要件を満たすことを証明したときは、経過した期間について [ 免除される場合には ] 負担金を徴収することができず、[ 軽

\* この翻訳は、バイエルン州法律・命令公報において公布された第 15 次放送改正州間協定 (Bekanntmachung des Fünfzehnten Staatsvertrages zur Änderung rundfunkrechtlicher Staatsverträge (Fünfzehnter Rundfunkänderungsstaatsvertrag), Bayerisches Gesetz- und Verordnungsblatt, 2011, S.258. <<https://www.verkuendung-bayern.de/files/gvbl/2011/12/gvbl-2011-12.pdf>>) の Artikel 1 Rundfunkbeitragsstaatsvertrag を訳出したものである。訳文中の [ ] 内の語句は、訳者が補ったものである。

- (1) 放送州間協定第 12 条第 1 項は、財源保障により、公共放送が、憲法に合致し、かつ、法律で定める自らの任務を果たすことができるようにしなければならないことを定めている。
- (2) 放送州間協定第 40 条は、放送負担金収入の一定割合は特別な目的 (①州メディア機関の許可・監督機能、②オープンチャンネルに対する助成) のための財源として使用することができることを定めている。オープンチャンネルとは、市民が番組制作に参加する放送をいう (NHK 放送文化研究所編『NHK データブック世界の放送 2014 年版』NHK 出版, 2014, p.171)。
- (3) 公租公課法第 44 条は、税の債務を共に負う者は連帯債務者となること等を定める。

減される場合には]軽減された負担金のみ徴収することができる。

- (4) 外交関係に関する1961年4月18日のウィーン条約にかかる1964年8月6日の法律(連邦法律公報第Ⅱ部957頁)第2条<sup>(4)</sup>又はこれに相応する法規に基づき特権を享受する負担金債務者からは、放送負担金を徴収することができない。

### 第3条 住居

- (1) 住居とは、その部屋数にかかわらず、土地に固定された建築上完結した空間であって、次の各号に掲げる事項を全て満たすものをいう。

1. 居住又は睡眠のために適し、又は利用されること。
2. 他の住居を必ず通らなくとも、独立した入口によって階段室、前室又は外部から直接立ち入ることができること。

土地に固定されていない空間は、住民登録法規にいう住居である場合<sup>(5)</sup>には、住居とみなす。連邦市民農園法第3条に規定する建造物<sup>(6)</sup>は、住居とみなさない。

- (2) 次の各号に掲げる事業所内の空間は、住居

とみなさない。

1. 共同住居の部屋、特に兵舎、庇護申請者用宿泊施設、寄宿舎の部屋
2. 永続的でないホーム泊又は施設泊に使用される部屋、特に障害者ホーム及び介護ホームの部屋<sup>(7)</sup>
3. 病院の病室
4. 行刑施設の収容室
5. 宿泊施設での一時的な宿泊に使用される部屋、特にホテル及び宿屋の部屋、長期休暇用住居、セミナーセンター及び研修センターの宿泊室

### 第4条 負担金義務の免除、軽減

- (1) 次の各号に掲げる自然人は、申請により、第2条第1項に規定する負担金義務を免除される。

1. 社会法典第12編(社会扶助)第3章<sup>(8)</sup>又は連邦援護法第27a条若しくは第27d条<sup>(9)</sup>に規定する生計扶助の受給者
2. 高齢者・障害者基礎保障(社会法典第12編第4章)の受給者
3. 社会法典第2編第22条<sup>(10)</sup>に規定する給付を含む社会手当又は失業手当Ⅱの受給者。

(4) 外交関係に関する1961年4月18日のウィーン条約にかかる1964年8月6日の法律第2条第2条は、連邦政府は、外国の代表部及びその構成員に対し相互主義の原則により広範な特権及び免除を認める権限を与えられることを定めている。

(5) 移動を全く又はほとんど行わないトレーラーハウス(Wohnwagen)や居住用船舶(Wohnschiff)などを想定している(Begründung zum Fünfzehnten Staatsvertrag zur Änderung rundfunkrechtlicher Staatsverträge (Fünfzehnter Rundfunkänderungsstaatsvertrag))。ブレーメン州政府ウェブサイト(<[http://www.rathaus.bremen.de/sixcms/media.php/13/begrndung\\_15\\_RSTVeng1.pdf](http://www.rathaus.bremen.de/sixcms/media.php/13/begrndung_15_RSTVeng1.pdf)> S.11)。

(6) 連邦市民農園法第3条第2項は、市民農園内に床面積24㎡以下のあずまやを設置することを認めているが、これを永続的居住用としてはならないと定めている。

(7) 規定とは異なる運用が当面行われている。解説Ⅱ3を参照。

(8) 社会法典第12編(社会扶助)第3章は、生計扶助について規定している。ドイツの主要な公的扶助である社会扶助及び求職者基礎保障の概要については、山本真生子・齋藤純子・岡村美保子「諸外国の公的扶助制度—イギリス、ドイツ、フランス—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』789号, 2013.5.20, pp.6-9を参照。(<[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_8206063\\_po\\_0789.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8206063_po_0789.pdf?contentNo=1)>)

(9) 連邦援護法は、戦争犠牲者に対する公的給付について定める。同法第27a条は、傷病者と遺族のための補足的な生計扶助について、同法第27d条は、特別な状況にある傷病者と遺族のための各種の扶助について規定している。

(10) 社会法典第2編は、求職者基礎保障について定める。困窮者本人には失業手当Ⅱ、その家族には社会手当が給付される。同法典第22条は、住居・暖房費の需要について規定している。

ただし、同編第 24 条<sup>(11)</sup>に規定する付加給付が支給され、その額が放送負担金の額を上回る場合を除く。

4. 庇護申請者給付法<sup>(12)</sup>に規定する給付の受給者
5. 次に掲げる給付の受給者であって、親と同居していないもの
  - a) 連邦教育助成法<sup>(13)</sup>に規定する教育助成金
  - b) 社会法典第 3 編第 99 条、第 100 条第 3 号<sup>(14)</sup>又は同編第 4 章第 5 節<sup>(15)</sup>に規定する職業教育支援
  - c) 社会法典第 3 編第 104 条以下<sup>(16)</sup>に規定する職業教育手当
6. 連邦援護法第 27e 条<sup>(17)</sup>にいう特別援護権者
7. 社会法典第 12 編第 7 章<sup>(18)</sup>に規定する介護扶助、連邦援護法に規定する戦争犠牲者援護給付としての介護扶助又は州法に規定する介護手当の受給者
8. 負担調整法<sup>(19)</sup>第 267 条第 1 項に規定する介護付加金の受給者又は同法第 267 条第 2 項第 1 文第 2 号 c に規定する要介護を理由

とする控除額が認められる者

9. 社会法典第 8 編<sup>(20)</sup>に規定する給付保障の範囲内において同編第 45 条に規定する施設において生活する成人
  10. 盲ろう者及び社会法典第 12 編第 72 条<sup>(21)</sup>に規定する盲人扶助の受給者
- (2) 次の各号に掲げる自然人は、申請により、第 2 条第 1 項に規定する放送負担金が 3 分の 1 件に軽減される。
1. 盲人又は視覚障害の理由のみによる障害の程度が 60 以上の一時的でない重度の視覚障害者
  2. 聴覚を欠き、又は補聴器を使用しても聴覚を通じた十分な理解ができない聴覚障害者
  3. 障害の程度が一時的でなく 80 以上であって、苦痛のために公的催しに常に参加することのできない障害者
- 第 1 項の規定は、その適用を妨げない。
- (3) 申請者に認められる免除又は軽減は、当該住居内において、次の各号に掲げる者に及ぶ。

(11) 社会法典第 2 編第 24 条は、失業手当から失業手当Ⅱへの移行後 2 年間支給される付加給付について規定していたが、2010 年 12 月 9 日の予算付随法（2011 年 1 月 1 日施行）によって廃止された（*Begründung, op.cit.* (5), S.13-14）。

(12) 庇護申請者給付法は、庇護申請手続のためにドイツ滞在を許された外国人等への公的給付について定める。

(13) 連邦教育助成法は、教育期間中の生徒・学生の生計維持と教育の助成に対する請求権について定める。

(14) 社会法典第 3 編は、雇用促進について定める。同編第 99 条は、障害者の職業生活への参加の促進のための給付の枠組について、特例のない限り一般に対する雇用促進の要件を基準とすることを規定しており、第 100 条第 3 号は、障害者の職業生活への参加の促進のための一般給付（裁量による給付）に含まれるものとして職業教育促進給付を掲げている。なお、2011 年の大改正により、第 99 条は第 114 条、第 100 条第 3 号は第 115 条第 2 号に移った。

(15) 社会法典第 3 編第 4 章第 5 節は、職業教育の促進について定める。なお、2011 年の大改正により、職業教育の促進に関する規定は第 3 章第 3 節第 3 小節「職業教育支援」に移った。

(16) 社会法典第 3 編第 104 条以下は、障害者の職業教育期間中の職業教育手当に対する請求権について規定している。なお、2011 年の大改正により、第 104 条以下は、第 122 条以下に移った。

(17) 連邦援護法第 27e 条は、特定の障害者等に支給される戦争犠牲者援護給付について規定している。

(18) 社会法典第 12 編第 7 章は、社会扶助の給付の一種としての介護扶助について規定している。

(19) 負担調整法は、戦争中及び戦後に戦争・追放等により被った損害を補償するための法律。第 267 条第 1 項は、低所得者のための生計扶助の所得限度額について規定している。同法第 267 条第 2 項は、所得算定のルールについて規定している。

(20) 社会法典第 8 編は、児童・青少年援助について定める。第 45 条は、児童・青少年に世話又は宿泊を提供する施設の運営は許可を要することを規定している。

(21) 社会法典第 12 編第 72 条は、社会扶助の給付の一種としての盲人扶助について規定している。

1. その配偶者
  2. 登録された人生パートナー
  3. 第1項に規定する社会保障給付が行われる際に社会法典第12編第19条<sup>(22)</sup>にいう[所得及び財産の]提供共同体の一部として考慮された住居の保有者
- (4) 申請が第7項第2文に規定する決定の発行日の後2月以内に行われた場合には、免除又は軽減は、当該決定の有効期間の開始月の1日をもって開始される。申請がこれより遅い時点で行われた場合には、免除又は軽減は、申請の翌月の1日をもって開始される。免除又は軽減は、当該決定の有効期間に限り認められる。第7項第2文に規定する決定に期限が付されていない場合であって、要件事実の基礎となる事情の変更がありうるときは、免除又は軽減の期間を3年間に限ることができる。
- (5) 第7項第2文に規定する決定が無効となり、取り消され、又は撤回された場合には、免除又は軽減は、同時に終了する。そのような事情が生じた場合には、負担金債務者は、所轄州放送協会に遅滞なく届け出なければならない。
- (6) 第1項に規定する負担金免除とはかわりなく、州放送協会は、特に過酷な場合については、特別な申請に基づき負担金義務を免除しなければならない。過酷な場合とは、特に、第1項第1号から第10号までに規定する社会保障給付が、所轄官庁により発行された決

定において、所得が該当する需要として認められる上限額<sup>(23)</sup>を超過したことを理由として拒否された場合であって、その超過額が放送負担金の額を下回るときである。第4項の規定を準用する。

- (7) 免除又は軽減の申請は、負担金債務者が所轄州放送協会に対し文書で行わなければならない。免除又は軽減の要件を満たしていることは、これに係る官庁若しくは給付機関の確認の原本により、又はこれに係る決定の原本若しくは認証謄本により証明されなければならない。ただし、第1項第10号前段の場合には、医師による証明で足りる。免除又は軽減の申請の際には、当該住居のその他の成人居住者の氏名も通知しなければならない。

## 第5条 非私的領域における放送負担金

- (1) 非私的領域においては、事業所ごとにその保有者（負担金債務者）から、次の区分に従い放送負担金を徴収しなければならない。支払うべき放送負担金の額は、保有者以外の従業員の人数を基準として算定され、事業所の従業員の人数ごとに次の各号に掲げるものとする。
1. 0人から8人までの事業所は、3分の1件分
  2. 9人から19人までの事業所は、1件分
  3. 20人から49人までの事業所は、2件分
  4. 50人から249人までの事業所は、5件分
  5. 250人から499人までの事業所は、10件

(22) 社会法典第12編第19条第1項は、生計扶助の受給権者について規定し、第2文は、同居の配偶者又は人生パートナーの所得・財産、未成年の未婚の子の場合はその親の所得・財産も自己の資力として併せて考慮しなければならないことを規定していたが、2011年の改正により第27条第2項に移された。もっとも、この協定第4条第3項に関しては、配偶者と人生パートナーについて第1号・第2号に明記されていること、元々未成年の子は負担金義務を負わないことを考えると、第3号の規定は、不要だったと言える（Werner Hahn und Thomas Vesting (Hrsg.), *Beck'scher Kommentar zum Rundfunkrecht: Rundfunkstaatsvertrag, Jugendmedienschutz-Staatsvertrag, Rundfunkgebührenstaatsvertrag, Rundfunkbeitragsstaatsvertrag, Rundfunkfinanzierungsstaatsvertrag*, 3. Aufl., München: Beck, 2012, S.2012)。

(23) 各人に必要と認められる生活費の最低限度額のこと。



分

6. 500人から999人までの事業所は、20件分
7. 1,000人から4,999人までの事業所は、40件分
8. 5,000人から9,999人までの事業所は、80件分
9. 10,000人から19,999人までの事業所は、120件分
10. 20,000人以上の事業所は、180件分

(2) 第1項に規定する事業所の負担金義務とはかわりなく、次の各号に掲げる者から当該各号に掲げるものについて、それぞれ3分の1件分の放送負担金を徴収しなければならない。

1. 事業所の保有者からは、当該事業所内のホテル・宿屋の客室及び第三者を一時的に有料で宿泊させるための長期休暇用住居について。ただし1室分を除く。
  2. 自動車の保有者（負担金債務者）からは、許可<sup>24)</sup>を受けた自動車であって、当該保有者の業務上の目的又はその他の自営業のために若しくは公益若しくは公共の目的のために使用されるものについて。これらの目的のための使用の程度は問わない。自動車とは乗用車、貨物自動車及び乗合バスをいうが、公共近距離旅客交通の地域化のための法律第2条<sup>25)</sup>に規定する公共近距離旅客交通のために用いられる乗合バスを除く。保有者の負担金義務を課される事業所ごとに自動車1台分については、[この項]第1文第2号に規定する放送負担金を徴収することができない。
- (3) 次の各号に掲げる施設については、それぞれ

れ最高1件分の放送負担金を徴収しなければならないものとして第1項を適用する。

1. 障害者のための公益施設。特に障害者のためのホーム、職業訓練所又は作業所
2. 児童青少年援助法（社会法典第8編）にいう青少年援助の公益施設
3. 依存症患者、高齢者援助、住所不定者のための公益施設及び浮浪者ホーム
4. 登録された公益団体・基金
5. 公立の一般教育学校又は職業教育学校、国の許可又は認可を受けた代替学校又は補足学校であって公共の基盤で活動するもの及び大学大綱法<sup>26)</sup>に規定する大学
6. 消防、警察、連邦軍、民間人保護・災害防護組織

この放送負担金をもって、当該施設の許可を受けた自動車についての負担金義務も履行されたこととする。所轄州放送協会の求めがあれば、当該放送協会に対し、公租公課法にいう公益性を証明しなければならない。

- (4) 第1項及び第2項に規定する放送負担金は、当該事業所が連続する3暦月を超えて一時的に休止していることを保有者が疎明し、かつ、[所轄州放送協会の]求めにより保有者が証明した場合には、[当該保有者の]申請に基づき、徴収することができない。詳細は、第9条第2項に規定する規則により定める。
- (5) 第1項に規定する放送負担金は、次の各号に掲げる事業所について徴収することができない。
  1. 礼拝の目的に捧げられているもの
  2. 職場が置かれていないもの
  3. すでに放送負担金が徴収されている負担金義務を課せられる住居のなかにあるもの

<sup>24)</sup> 車両許可令（Fahrzeug-Zulassungsverordnung vom 3. Februar 2011 (BGBl. I S. 139)）の規定により、構造上の最高速度が時速6kmを超える車両の公道での運行には、居住地の所轄官庁の許可を要する。

<sup>25)</sup> 公共近距離旅客交通の地域化のための法律第2条は、「公共近距離旅客交通」の定義を定めている。

<sup>26)</sup> 大学大綱法は、州法の規定に基づく国立大学及び国の認定を受けた大学の任務・組織等について定める。

(6) 第1項及び第2項に規定する放送負担金は、次の各号に掲げるものから徴収することができない。

1. 公共放送協会、州メディア機関又は州法に基づき許可を受けた民間の放送事業者若しくは放送提供者
2. 外国の外交代表機関（大使館、領事館）

## 第6条 事業所、従業員

- (1) 事業所とは、専ら私的ではない固有の目的のために指定され、又は利用されている、土地に固定されたあらゆる空間又は空間のなかのあらゆる平面をいう。この場合、1の土地又は接続する土地に存在する2以上の空間であって、同一の所有者に帰属するものは、1の事業所とみなす。その非私的目的の使用の程度及び負担金債務者の利益獲得の意図又は租税の査定は、問わない。
- (2) 事業所の所有者とは、当該事業所を自らのために使用し、又は当該事業所がその名義において使用される自然人又は法人をいう。当該事業所について登記簿に登記されている者、特に商業登記簿、事業登記簿、協会登記簿又はパートナーシップ登記簿<sup>(27)</sup>に登記されている者は、所有者と推定される。自動車の所有者とは、当該自動車の許可を受けた者をいう。
- (3) 業務上の目的のために使用される発動機船も、それぞれ事業所とみなす。
- (4) 従業員とは、職業訓練生を除き、社会保険義務のある従業員及び公法上の勤務関係にある勤務者の全員の年間の平均人数をいう。

## 第7条 負担金義務の開始及び終了、支払方法、消滅時効

- (1) 放送負担金の支払義務は、負担金債務者が当該住居、事業所又は自動車の保有を開始した月の1日をもって開始する。自動車の保有は、負担金債務者が許可を受けた月の1日をもって開始する。
- (2) 負担金義務は、負担金債務者による当該住居、事業所又は自動車の保有が終了した月の経過をもって終了するが、所轄州放送協会にその届出が行われた月が経過する前には終了しない。自動車の保有は、負担金債務者に対する許可が終了した月の経過をもって終了する。
- (3) 放送負担金の債務は毎月生じる。放送負担金は、3月を単位期間としその中央の時点で3か月分ずつ支払わなければならない。
- (4) 負担金請求の消滅時効は、一般消滅時効に関する民法典の規定<sup>(28)</sup>を基準とする。

## 第8条 届出義務

- (1) 住居、事業所又は負担金義務を課される自動車の保有は、所轄州放送協会に対し遅滞なく文書で届け出なければならない（申告）、第4項に規定するデータのいかなる変更についても同様とする（変更申告）。第4項第7号に規定する社会保険義務のある従業員の人数の前暦年の年間平均の変更は、その年の3月31日までに届け出なければならない。この変更は、その年の4月1日から効力を有する。
- (2) 住居、事業所又は負担金義務を課される自動車の保有の終了は、所轄州放送協会に対し遅滞なく文書で届け出なければならない（終

(27) 2人以上の自由業者が共同で職業行為を行うために設立したパートナーシップという形態の会社について、その名称、所在地、各パートナーの氏名・住所、設立目的等を登記した登記簿。パートナー会社法（Partnerschaftsgesellschaftsgesetz）に基づく。

(28) 2002年1月1日以降適用されている民法典第195条以下の規定を指す。これに従えば、放送負担金に対する請求権は、当該請求権が生じ、かつ、州放送協会がこれを知ることとなった年の終了から3年で時効となる（*Begründung, op.cit.* (5), S.28）。

- 了申告)。
- (3) 負担金債務者の住居、事業所又は自動車についての届出は、当該住居、事業所又は自動車について負担金義務の変更が生じない場合には、届出義務を課されるその他の負担金債務者についても効力を有する。
- (4) 負担金債務者は、届出を行う場合には、所轄州放送協会に対し個別事例において必要となる次の各号に掲げるデータを通知し、かつ、その求めがあれば証明しなければならない。
1. 氏名及び申告に用いていた旧氏名
  2. 出生年月日
  3. 負担金債務者及びその法定代理人の氏名又は会社及び住所
  4. 各事業所及び各住居の現在の住所。住居の位置<sup>(29)</sup>に関して存在する記載事項全部を含む。
  5. 州放送協会に申告していた負担金債務者の最後の住所
  6. 事業所の所有者の完全な名称表記
  7. 事業所の従業員の人数
  8. 負担金番号<sup>(30)</sup>
  9. 住居、事業所又は負担金義務を課される自動車の保有の開始の日付
  10. 第5条第2項第1文第1号及び第3項第1文に規定する部門及び施設への帰属
  11. 負担金義務を課されるホテル・宿屋の客室及び長期休暇用住居の数
  12. 負担金義務を課される自動車の数及び許可地
- (5) 終了申告を行う場合には、これに加えて、次の各号に掲げるデータを通知し、求めがあれば証明しなければならない。
1. 住居、事業所又は負担金義務の課される自動車の保有の終了の日付

2. 終了申告の根拠となる生活の事実関係<sup>(31)</sup>
3. 新住居について支払を求められる負担金債務者の負担金番号

## 第9条 情報提供を求める権利、規則への委任

- (1) 所轄州放送協会は、各負担金債務者に対し、又は負担金債務者であるにもかかわらずそのことを届け出ておらず、若しくは包括的には届け出ていないという事実に関する根拠がある者若しくは法主体に対し、第8条第4項に規定するデータについて情報提供を求めることができる。所轄州放送協会が住居又は事業所の保有者を確定することができない場合には、住居又は事業所の存在する土地の所有者又は同等の物権を有する者が、住居又は事業所の事実上の所有者に関する情報を州放送協会に提供する義務を負う。住宅所有共同体の場合には、管理人に対しても当該情報の提供を求めることができる。州放送協会は、第1文の規定により必要がある場合には、情報提供を求めることにより、個別事例において第8条第4項及び第5項に掲げるデータの他にデータを収集することができるものとし、第11条第5項の規定を準用する。州放送協会は、第1文に規定する事実及び第4文に規定するデータについて証明を要求することができる。情報提供及び証明の請求権は、行政強制手続により執行することができる。
- (2) 所轄州放送協会は、次の各号に掲げる手続の詳細について規則 [Satzung] により定める権限を与えられる。
1. 届出義務の手続
  2. 放送負担金の支払のための手続及び放送負担金義務の免除又は軽減のための手続

(29) 階数、住居番号など、複数の世帯が居住する建物内の各住居を区別するのに役立つデータ (*ibid.*, S.29)。

(30) 州放送協会から負担金債務者に割り当てられたもの (Hahn und Vesting (Hrsg.), *op.cit.* (22), S.2068)。

(31) 退去、移住、死亡、事業所の解散など (*Begründung, op.cit.* (5), S.30)。

3. 情報提供義務及び証明義務の履行のための  
 手続
4. 負担金義務の管理の手続
5. 利子、費用及び延滞付加金の徴収の手続
6. その他、この州間協定に規定のある場合  
 の手続

規則は、法的監督を管轄する官庁の許可を要し、州放送協会を運営する州の公報において公表しなければならない。各州放送協会の規則は、一致するものとする。

#### 第 10 条 負担金債権者、送付債務、還付、執行

- (1) 放送負担金による収入は、州放送協会、並びに放送財源州間協定に規定する割合に従い第 2 ドイツテレビ (ZDF) 及びドイツランラジオ、並びに負担金債務者の住居又は事業所が存在する地域又は自動車が許可を受けた地域の州メディア機関に、それぞれ帰属する。
- (2) 放送負担金は、所轄州放送協会に対し送付債務として支払われなければならない。州放送協会は、ZDF、ドイツランラジオ及び州メディア機関に帰属する分をそれぞれに送金する。
- (3) 放送負担金が法的根拠なしに支払われた場合には、当該支払を求められて行った者は、当該支払を受けた州放送協会に対し、支払った額の還付を要求することができる。この者は、その点について説明責任及び証明責任を

負う。還付請求権は、一般消滅時効に関する民法典の規定<sup>32)</sup>により時効となる。

- (4) ZDF、ドイツランラジオ及び州メディア機関は、負担金徴収費用及び [この条] 第 3 項の規定により還付される額の一定割合をそれぞれ割り当てられて負担する。
- (5) 未払の放送負担金は、所轄州放送協会によって確定される。確定決定 [Festsetzungsbescheid] の下される時に負担金債務者の住居、事業所又は所在地 (民事訴訟法第 17 条<sup>33)</sup>) の存する地域の州放送協会も、所轄州放送協会に代わり自らの名義で確定決定を下すことができる。
- (6) 確定決定は、行政上の執行手続により執行される。他の州に居住地又は所在地が存する負担金債務者に対する執行援助を求める場合には、所轄州放送協会から、当該負担金債務者の居住地又は所在地を管轄する執行官庁<sup>34)</sup>に直接求めることができる。
- (7) 各州放送協会は、この州間協定の規定により自らに与えられた任務並びにこれに関連する権利及び義務を、全面的に又は部分的に、法的能力のない公法上の管理共同体の枠内で運営される州公共放送協会の機関<sup>35)</sup>を通して、自ら履行する。州放送協会は、負担金徴収及び負担金債務者の調査の実施の際の個々の業務を第三者に委任し、詳細を第 9 条第 2 項に規定する規則によって定める権限を与えられる。州放送協会は、成功報酬により又は手数料ベースで報酬の支払われる業務について

32) 還付請求権の消滅時効は、放送負担金に対する請求権の消滅時効 (前掲注28参照) と同様に規定されている (Begründung, *op. cit.* (5), S.28)。

33) 民事訴訟法第 17 条は、法人の一般裁判管轄について規定している。この規定によれば、管理が行われる場所を法人の所在地とみなす。

34) 執行手続は各州の行政執行法等に規定されているが、相当異なる規定部分も多い。執行を管轄する官庁も、地方自治体、財務官庁、裁判所執行官と州により様々である。Hahn und Vesting (Hrsg.), *op. cit.* (22), S.2093.

35) このような機関として「負担金サービス (Beitragsservice)」が設置されている。ケルンの中央サービス事務所と各州放送協会内の地域サービス事務所によって構成される („Was ist der Beitragsservice von ARD, ZDF und Deutschlandradio?“, *Der Rundfunkbeitrag – Häufige Fragen*. 負担金サービスウェブサイト <[http://www.rundfunkbeitrag.de/haeufige\\_fragen/index\\_ger.html#allg\\_was\\_ist\\_der\\_beitragsservice](http://www.rundfunkbeitrag.de/haeufige_fragen/index_ger.html#allg_was_ist_der_beitragsservice)>).

て、第2文に規定する第三者への委任をしないとすることができる。

## 第11条 個人データの利用

- (1) 州放送協会が負担金徴収又は第8条第1項に規定する届出義務に従わず、若しくは完全には従わなかった負担金債務者の調査の実施の際の諸業務を第三者に委任する場合には、そのために必要なデータの収集、処理及び利用について、委任によるデータ処理に適用可能な規定を適用する。
- (2) 州放送協会が負担金徴収及び負担金債務者の調査の実施の際の諸業務を第10条第7項第1文に規定する機関に委任する場合には、州法の規定により州放送協会を管轄するデータ保護監督官の権限とはかかわりなく、官庁のデータ保護監督官を任命しなければならない。官庁のデータ保護監督官は、データ保護の保証のために、州法の規定により州放送協会を管轄するデータ保護監督官と協力し、データ保護規定に対する違反及びそれに対してとられた措置を[州放送協会を管轄する]データ保護監督官に通報する。その他については、官庁のデータ保護監督官に適用可能な連邦データ保護法の規定を準用する。
- (3) 所轄州放送協会は、伝達を行う州放送協会又は伝達を受ける州放送協会の負担金徴収の際の任務の適法な遂行に必要な範囲に限り、自動照会手続による場合も含め、負担金債務者について蓄積した個人データを他の州放送協会に伝達することができる<sup>36)</sup>。伝達を行った相手先の機関、日時及び理由並びに個人データに関する情報は、記録しなければならない。

ない。

- (4) 所轄州放送協会は、負担金徴収の目的のため及びこの州間協定に規定する負担金義務の存否を確認するために要請という方法により公的機関及び非公的機関<sup>37)</sup>において個人データを本人の知ることなく収集し、処理し又は利用することができる。そのための要件は、次の各号に掲げることとする。
  1. 当該データ集合が、特に州放送協会に申告されている負担金債務者の現況との照合により負担金義務を推測させるのに適したものであること。
  2. 当該データが、第8条に規定する届出義務の対象に含まれる事項であって、かつ、収集、処理又は利用からの除外に関し保護に値する利益を本人が有すると仮定する認識可能な根拠がないものに限定されていること。住民登録官庁における収集、処理又は利用は、第14条第9項第1号から第8号までに掲げるデータに限定される。事実に関する事情又は個人的事情の推測を可能とするデータは、伝達を行う機関に対し逆に伝達してはならない。州の住民登録法又は住民登録データ伝達規則に規定する住民登録官庁による定期的なデータ伝達の手続は、[この規定により]影響を受けない。情報提供の禁止が登録されている者のデータは、伝達してはならない。
- (5) 州放送協会は、[この条]第4項、第4条第7項、第8条第4項及び第5項並びに第9条第1項に掲げるデータ及び任意で伝達されたその他のデータを、この州間協定の規定により自らに課された任務を遂行するために

<sup>36)</sup> 負担金債務者の個人データは放送協会ごとに別々に処理されるのが原則であり、放送協会間の個人データの提供は個別ケース（転居、複数の住所がある場合の重複口座の調整等）の処理のために必要な場合に限定される（*Begründung, op.cit.* (5), S.34-35）。

<sup>37)</sup> 例えば、住宅建設会社又は家屋管理人が州放送協会にデータを伝達することは連邦データ保護法第28条第2項第2a号の規定により正当化されうる。Hahn und Vesting (Hrsg.), *op.cit.* (22), S.2104.

み収集し、処理し又は利用することができる。収集したデータは、必要がなくなり、又は負担金義務が基本的に存在しないことが確認された場合には、遅滞なく消去しなければならない。検証されなかったデータは、遅くとも12月後に消去しなければならない。各負担金債務者は、負担金徴収に必要なデータを記載した申告証明を交付される。

## 第12条 秩序違反

- (1) 故意又は過失により次の各号に掲げる行為をした者は、秩序違反とする。
  1. 第8条第1項及び第3項の規定に違反して、負担金義務の開始を1月以内に届け出ないこと。
  2. 第14条第2項に規定する届出義務に従わなかったこと。
  3. 支払期日の到来した放送負担金について6月を超えてその全額又は一部を支払わないこと。
- (2) [第1項の]秩序違反[をした者]は、過料<sup>38)</sup>に処することができる。
- (3) 秩序違反は、州放送協会の申立てのある場合に限り訴追されるものとし、当該州放送協会には手続の結果を通知しなければならない。
- (4) 州放送協会は、秩序違反に関するデータを、当該手続の終了後遅滞なく消去しなければならない。

## 第13条 連邦行政裁判所への上告

裁判手続においては、対象となる判決がこの州間協定の規定に対する違反に基づいていることを根拠とする場合にも、連邦行政裁判所への上告を行うことができる。

## 第14条 経過規定

- (1) 放送受信料州間協定の規定により私的な放送加入者として届出を行っていたすべての自然人は、2012年1月1日以降、所轄州放送協会に対し、この州間協定に規定する2013年1月1日以降の負担金義務の根拠及び額に関係するすべての事実を、当該事実が負担金義務の創設若しくは廃止又は負担金債務の増額若しくは減額につながる場合に限り、文書で届け出る義務を負う。
- (2) 放送受信料州間協定の規定により非私的な放送加入者として届出を行っていたすべての自然人又は法人は、2012年1月1日以降、所轄州放送協会に対し、その求めがあれば、この州間協定に規定する2013年1月1日以降の負担金義務の根拠及び額に関係するすべての事実を文書で届け出る義務を負う。
- (3) 負担金債務者が[この条]第1項又は第2項の要求に応じなかった場合には、2012年12月31日まで効力を有する放送受信料州間協定の規定により次の各号に掲げるとおり届出を行っていた者を、当該各号に掲げる規定を基準として、所轄州放送協会のもとに管理されている住所によりこの州間協定の発効の時点からこの州間協定の規定する負担金債務者であると推定する。
  1. 私的な放送加入者として届出を行っていた者は、この州間協定第2条の規定
  2. 非私的な放送加入者として届出を行っていた自然人又は法人は、この州間協定第6条の規定
 将来について効力を有する[受信料義務]終了の届出は、この規定により影響を受けない。
- (4) 負担金債務者が[この条]第1項又は第2

<sup>38)</sup> 過料の額は、この州間協定中に特に定めがないため、秩序違反法第17条第1項の規定に従い5～1,000ユーロとなる。従来の実務では、「未払額」「未届期間」「法令違反の意識」を基準として決定されていた。徴収された過料は、所轄州の一般財源に繰り入れられる(同法第90条第2項)。Begründung, op.cit. (5), S.38-39 参照。

項の要求に応じなかった場合には、2013年1月1日から支払うべき放送負担金の額は、2012年12月31日まで支払うべき放送受信料の額を基準として算定するものと推定し、少なくとも1件分の放送負担金の額を支払わなければならない。負担金債務者が放送受信料州間協定第6条第1項第1文第7号及び第8号<sup>(39)</sup>の定めにより放送受信料義務を免除されていた場合には、当該負担金債務者は、この州間協定の発効をもって[この州間協定]第4条第2項の規定に従い3分の1件分の放送負担金を支払わなければならないものと推定する。

- (5) [この条]第3項又は第4項の規定による推定は、反証することができる。州放送協会の求めがある場合には、主張する事実を証明しなければならない。負担金債務者は、支払済みの放送負担金の還付を2014年12月31日までに限り主張することができる。
- (6) [この条]第1項又は第2項の規定により放送受信料の徴収のために所轄州放送協会に蓄積されたデータは、この協定の規定により必要とされ、かつ、許される範囲内で、当該州放送協会が処理し、利用することができる。発行された口座振替依頼書又は徴収依頼書及び委任状は、放送負担金の徴収のために効力を有する。
- (7) 放送受信料州間協定第6条第1項第1文第1号から第6号まで及び第9号から第11号

まで<sup>(40)</sup>の規定による有効な放送受信料の免除決定は、その有効期間が経過するまで、[この州間協定]第4条第1項に規定する放送負担金の免除として効力を有する。

- (8) 放送受信料州間協定第5条第7項<sup>(41)</sup>に規定する放送受信料義務の免除は、2012年12月31日に終了する。[この州間協定]第5条第3項に規定する施設が、第15次放送改正州間協定第7条第2項第1文<sup>(42)</sup>に規定するこの州間協定の発効の際に放送受信料州間協定第5条第7項の規定により放送受信料義務を免除されていた場合には、その事業所について[この州間協定]第5条第3項第3文に規定する証明がなされているものとする。
- (9) 現状把握及び初回把握を目的とする1度の照合を可能にするために、各住民登録官庁は、この州間協定の発効から遅くとも2年以内に、全国統一の基準日について全成人の次の各号に掲げるデータを標準化された形式により、費用の弁済を受けて1度、それぞれ所轄州放送協会に自動的に伝達する。
1. 姓
  2. 名[Vornamen]。そのうち通常使用されるもの[Rufname]に印を付けること<sup>(43)</sup>。
  3. 旧姓
  4. 博士号
  5. 家族構成
  6. 出生日
  7. 主たる住居及び従たる住居の現在及び直

(39) 放送受信料州間協定第6条第1項第1文第7号及び第8号は、障害者に対する放送受信料の免除について定めている。

(40) 放送受信料州間協定第6条第1項第1文は、個人とその配偶者に認められる放送受信料の免除について定めており、対象者として様々な社会保障給付の受給者が列挙されている。ここでは、障害者を定める号(第7号及び第8号)のみ除外されている(前掲注<sup>(39)</sup>参照)。

(41) 放送受信料州間協定第5条第7項は、一定の事業所又は施設(病院や社会福祉施設等)内でサービス対象者に無償で利用させる受信機についての放送受信料の免除について定めている。

(42) 第15次放送改正州間協定第7条第2項第1文は、放送負担金州間協定を含む同協定が2013年1月1日に発効することを定めている。

(43) 名が2つ以上(ファーストネームとミドルネームなど)ある場合には、そのうち呼名として通常使用されている名がどれかを示す(下線を付すなど)ことが求められる。

近過去の住所。住居の位置に関して存在するすべての記載事項を含む。

#### 8. 住居への入居日

所轄州放送協会が照合後に1の住居について1の負担金債務者を確定した場合には、負担金口座の決済が済み次第、当該住居に居住するその他の者のデータを遅滞なく消去しなければならない。その他の場合には、所轄州放送協会は、これまで負担金債務者が確定されていなかった1の住居について1の負担金債務者を確定するためにこれらのデータを利用することができるものとし、[この項]第2文の規定を準用する。州放送協会は、既存の加入者データの更新又は補足のためにもこれらのデータを利用することができる。[この州間協定]第11条第5項第2文及び第3文の規定を準用する。

- (10) 州放送協会は、2014年12月31日まで私人の住所のデータを購入してはならない<sup>(44)</sup>。
- (11) 放送受信料州間協定の規定は、2012年12

月31日までに放送受信料が支払われず、又は還付されなかった事実関係に今後も適用することができる。

#### 第15条 協定期間、解約

この州間協定は、期限を定めることなく効力を有する。協定を締結した各州は、暦年末に1年の猶予期間をもってこの州間協定を解約することができる。解約を最初に行うことができるのは、2014年12月31日とする。この州間協定がこの時点で解約されない場合には、同じ猶予期間をもって2年後の時点で解約することができる。解約は、州首相会議の議長に対し文書で表明しなければならない。1の州による解約は、その他の州相互の協定関係に影響を及ぼさないが、当該解約表明の到達後3月以内であれば、その他の州は、それぞれこの協定を同じ時点で解約することができる。

(さいとう じゅんこ)

(44) 第11条第4項の規定により住所のデータの取得は原則として許されているが、2014年末までは、住民登録官庁のデータとの照合により必要な個人データを収集することができるため、他からの購入は禁止されている。Hahn und Vesting (Hrsg.), *op.cit.* (22), S.2104.